

研究開発管理業務の業務・システムの見直し方針

2005年(平成17年)6月30日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

電子政府構築計画(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)に基づき、以下のとおり、研究開発管理業務の業務・システムの見直し方針を定める。

文部科学省を中心とした関係府省は、本見直し方針に沿って、研究開発管理業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

本方針が対象とする研究開発管理業務・システムは、「競争的研究資金制度」(別紙参照)における応募受付、審査、採択、交付、採択課題管理、評価及びこれら業務を行うために必要となる研究者情報の管理等に係る業務並びにこれら業務を処理するシステムとする。

また、交付申請等一部の業務については、府省共通業務としての「補助金業務の最適化」と一部重複する業務が存在することから、担当府省である経済産業省と連携をとりながら調整を図ることとする。

第2 最適化の基本理念

研究開発管理業務・システムの最適化に当たっては、電子政府構築計画で示されている業務の効率化、利用者本位の行政サービスの提供、予算効率の高い簡素な政府を実現すること等の基本方針を踏まえ、以下の事項を基本理念とする。

1. 応募受付から課題決定までに行う審査等の過程を効率化し、研究者に対する研究資金の交付の早期化を図る。
2. 採択案件の不合理な重複や過度の集中の回避及び応募資格者の適切な管理を支援する。
3. 予算の増大に伴う応募件数の増加及び採択課題の増加に伴う課題管理の負荷軽減を図る。
4. 応募の際に提出される情報には、研究者の個人情報や独創性が含まれていることから、データの完全性、信頼性等の維持、利用者アクセス権の厳密な管理等、情報セキュリティに配慮したデータ管理を行う。

第3 現状及び課題等

研究開発管理業務・システムについては、35 制度（平成 17 年度新規事業を含む。）年間約 120,000 件（概数）の応募があり、8 府省において応募受付、審査、決定、採択課題管理、評価等の一連の業務を実施している。

一方、これらの事業に対して第 2 期科学技術基本計画（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）及びこれらを踏まえた「競争的研究資金制度改革について」（平成 15 年 4 月 21 日総合科学技術会議）等において、制度間の情報共有、応募資格者の管理等を行うことにより、不必要な重複の排除や過度の集中を避けるとともに、審査業務を効率化することにより、審査期間を短縮し、研究者に対して早期に研究資金を交付することが求められている。

また、PD（プログラムディレクター）・PO（プログラムオフィサー）制度の導入に伴い、PD・PO が審査員の選定、応募課題に対する適切な審査員の割り振り、審査、評価及び採択課題の管理を適切に行うための支援を行う必要がある。

これらの要求に対応するためには、制度横断的な研究者及び研究課題の管理を行うことが必須となり、そのためには、事業ごとの業務プロセスを共通化することが重要となる。

しかしながら、対象業務である各事業は、我が国の科学技術・学術の発展のため、申請者の創意工夫が資金配分に反映されるよう、それぞれ使命を持っているものである。また、各事業において行っている業務内容は多岐に渡り、中でも、審査方法（書面・面接・ヒアリング等）、交付方法（補助金、委託等）等は特に各事業の独自性が高く、各事業の特徴に配慮しつつ、最適化を行う必要がある。

競争的研究資金制度については、科学技術基本計画において予算の倍増が述べられており、今後も予算の更なる増加を求められるものとみられる。予算が増加することによって、応募件数及び採択課題が増加するため、審査業務や課題管理等の管理業務の負荷が増加することになる。

さらに、競争的研究資金制度については、これまで様々な制度改革が行われており、今後も更なる制度改革が求められる可能性があることから、制度改革に伴うシステム改修が必要最低限となるような配慮が必要になる。

以上のことから、審査・決定・評価等については各事業において適切な形で業務・システムの見直しを行いつつ下記の業務処理の統一化・標準化の考え方を基本として、制度横断的に研究者及び研究課題情報を管理していく必要がある。

業務処理の統一化・標準化の考え方

「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添 3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」に則り、複数の府省・配分機関で同様の処理が行われている業務については、当該処理に係る共通的な知識・ノウハウを共有化するとともに、

システム化する際の経費節減の観点から、当該処理に係る様式・記載事項・処理方法の統一化・標準化を図る。

対象業務	方針	内容
不合理な重複等のチェック	業務処理と業務の一元化	採択案件の不合理な重複や過度の集中を避ける等の適正な運用のため、全事業において一意の研究者 ID をもとに一元的にチェックを行うべく、横断的な研究者 ID の管理を行う。
応募受付	情報システムの共同利用	重複等チェックと一体運用が可能な電子受付窓口を整備する。
審査・決定・採択課題管理・評価等	可能な限り管理情報の標準化・共通化を実施	応募情報等については可能な限り標準化し、上記の研究者 ID の管理機能を活用して、必要最低限の登録情報は各制度で共通化する。
国民への研究成果の公表	国民の利便性向上のため、窓口を一元化	研究成果に関する国民への情報提供を各制度が実施。これを補完するため、例えば制度横断的にキーワード検索を可能にする等の機能を有する「研究成果の公表窓口」を整備する。

PD（プログラムディレクター）：競争的研究資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者。

PO（プログラムオフィサー）：各制度の個々のプログラムや研究分野で課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者。

第4 見直し方針

第2に掲げる基本理念の下、研究開発管理業務・システムについて、以下のとおり府省横断的な見直しを行うものとする。

府省共通研究基盤データベースの構築

採択案件の不必要な重複や過度の集中を避ける等の適正な運用のため、全制度横断的なチェック機能が必要となることから、府省共通研究基盤データベースを構築し、チェック機能の核となる研究者情報等を集積する。

チェック機能の核となる研究者情報として、研究者 ID、研究者の基本情報（氏名・所属等）、各事業での課題の状態（申請状況、実施状況等）、評価、研究成果等を集積する。研究者情報は、競争的研究資金制度の全事業において研究者ごとに一意になるようにする。

研究者 ID を使用した応募情報等の登録機能を整備する。登録された情報は、研究者の所属機関による認証機能を使用することにより、情報の正確性を確保する。また、研究者の所属機関による登録代行機能を整備する。

全事業を横断して情報を突き合わせた結果を基礎に、各事業で個別の調整や不必要な重複・過度の集中、研究者の応募資格等についての判断を支援するための情報の提供を行う。

PD・PO、審査・評価委員等は、研究計画を評価できる人材を選定するための基礎情報の一つとして、府省共通研究基盤データベースを活用する。

総合科学技術会議と密接な調整を図り、政府研究開発データベースと、府省共通研究基盤データベースとの間で、登録作業の重複等に十分配慮し、登録情報の一元化、研究者情報の自動登録等、データベース間の連係を図る。

電子受付窓口の整備

府省共通研究基盤データベースを活用した全制度横断的な重複等のチェックは、応募受付や事前評価の段階で速やかに実施する必要がある。このため、重複等のチェックと一体運用が可能な電子受付窓口を整備し、応募については本窓口の利用による電子応募を原則とする。また、登録されたデータに、担当する評価者情報や評価情報を登録するための窓口を用意し、業務の効率化を図る。

なお、電子受付窓口の具体的利用方法については、最適化計画を策定していく中で検討する。

各制度における応募については電子応募を原則とする。そのために各制度による共同利用が可能な電子受付窓口を整備し、各制度の電子応募の受付は本窓口を通じて行うこととする。ただし、申請者側の利便性に配慮し、紙媒体での応募受付がやむを得ない場合は、例外的に、各制度の担当窓口において紙媒体で受け付けることも可能とする。その場合、府省共通研究基盤データベースで最低限必要となる情報については別途登録を行う。また、本情報は研究者 ID の管理機能と連動させる。

評価者が電子的に審査・評価結果を登録するための窓口を整備する。

応募受付を経て登録された課題情報を核として、課題ごとの状態を採択・研究終了等の節目で登録する。

課題情報等の基礎情報は各事業のマネジメントを行う PD・PO、審議会・委員会等で活用できる。

電子受付窓口は、利用者に応じて個別登録及び一括登録機能を設ける。

データの標準化と公募要領等の共通化

府省共通研究基盤情報の標準化

核となる研究者情報は、基本的に統一化を図る。さらに、業務・システムの統一的運用やシステム化の経費低減等の観点から、各制度の趣旨・特徴を損なうことがないよう配慮の上、応募情報等を可能な限り標準化し、研究者 ID の管理機能を活用して、必要最低限の登録情報は各制度で共通化する。

公募要領、応募書類等の記載事項の共通化

研究者（研究者の所属機関）の利便性向上のため、各制度の公募要領・応募書類等の記載事項については、共通性・類似性を見だし、可能な限り共通化を図る。

研究成果の公表窓口の整備

競争的研究資金制度は多様であり、それぞれの目的や性格に応じて、各制度や府省ごとに、研究成果に関する国民への情報提供が行われている。

これを補完するため、例えば、制度横断的にキーワード検索を可能にする等、府省を超える複数の制度の研究成果情報を横断的かつ容易にアクセスする手段として、研究成果の公表窓口を整備する。

なお、公表データの管理方法については、サーバ等機器の整備等に係る費用対効果の観点及びデータ更新等運用の観点から検討し、最適化計画にて結論を出す。

既存システムとの関係について

各府省で、既に構築・運用されているシステムについては、本件で構築する各システムとの連係及びデータの有効利用についてシステム改修及び構築等の必要な措置を講ずるとともに、既存システムの更新等の際に、重複する機能を廃止し、本件で構築する各システムに順次移行する。

特に、総合科学技術会議における政府研究開発データベースについては、統合も含め、十分な調整を図る。

補助金業務の最適化との関係について

管理業務として行っている評価者に係る謝金、旅費や研究資金の配分に係る補助金等の執行に関しては、経済産業省が担当府省となって実施している補助金業務等の最適化と重複しないよう整合性を図り、必要な情報の受け渡しを行い、業務・システムの効率化を推進する。

情報セキュリティ

本見直し方針を実現するために情報システムを構築する際は、研究者の個人情報や

応募情報の独創性に配慮し、データの完全性、信頼性等の維持、利用者アクセス権の厳密な管理等、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保を徹底したデータ管理を行う。

なお、具体的方策については、運用の利便性を考慮しながら可能な限り情報セキュリティを確保する観点で、最適化計画を策定する際に決定していく。

独立行政法人の取り扱いについて

本業務は業務の多くを独立行政法人で実施していることから、独立行政法人の効率的な運営を実現するためにも、各府省において、独立行政法人等の自主性に配慮しつつ、本業務についての独立行政法人等による最適化の確実な実現に向けた措置を講じる。なお、具体的な措置の方法については、最適化計画にて明らかにする。

外部委託の推進について

職員による判断を必要としない業務処理その他業務・システムを担当する組織の中核的な知識・能力（コア・コンピタンス）を要しない業務処理については、外部委託の積極的な推進を行うことを検討する。

その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、必要な見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、文部科学省が中心となって、2005年度（平成17年度）末までのできる限り早期に研究開発管理業務の業務・システム最適化計画を策定する。

研究開発管理業務・システム最適化計画対象業務一覧

省庁名	制度名
内閣府	食品健康影響評価研究に必要な経費
	沖縄産学官共同研究の推進
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度
	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援
	民間基盤技術研究促進制度
	消防防災科学技術研究開発制度
文部科学省	科学研究費補助金
	戦略的創造研究推進事業
	科学技術振興調整費
	革新技術開発研究事業
	先端計測分析技術・機器開発事業
	独創的シーズ展開事業 (大学発ベンチャー創出推進事業及び新規提案の「委託開発事業(競争的資金型)」、「独創モデル化プログラム」、「権利化試験」を統合)
	キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代 IT)
	地球観測システム構築推進プラン
	21世紀 COE プログラム
	地域結集型共同研究事業
	重点地域研究開発推進事業
	原子力システム研究開発委託費
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
	保健医療分野における基礎研究推進事業
農林水産省	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
	農林水産・食品分野における民間研究助成 (「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」及び新規提案の「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業」を統合)
	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

経済産業省	産業技術研究助成事業
	大学発事業創出実用化研究開発事業
	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
	地域新生コンソーシアム研究開発事業
	革新的実用原子力技術開発事業
国土交通省	運輸分野における基礎的研究推進制度
	建設技術研究開発助成制度
環境省	地球環境研究総合推進費
	環境技術開発等推進費
	廃棄物処理等科学研究費補助金
	地球温暖化対策技術開発事業

その他検討対象

省庁名	制度名
内閣府	政府研究開発データベース

注) 最適化計画対象業務は、制度改正、廃止等により常に変動がある。